

報告第7号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月4日

北本市長 石津賢治

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方 東京都中央区築地4丁目1番1号  
グリーンパーク株式会社  
代表取締役社長 岡田 英明

### 2 事故の概要

平成24年3月21日（水）午後3時30分頃、北本市中央2丁目89番地先通路において、市公用車を後退させたところ、相手方の車両に接触し、当該車両を破損させたもの

3 損害賠償の額 金164,333円

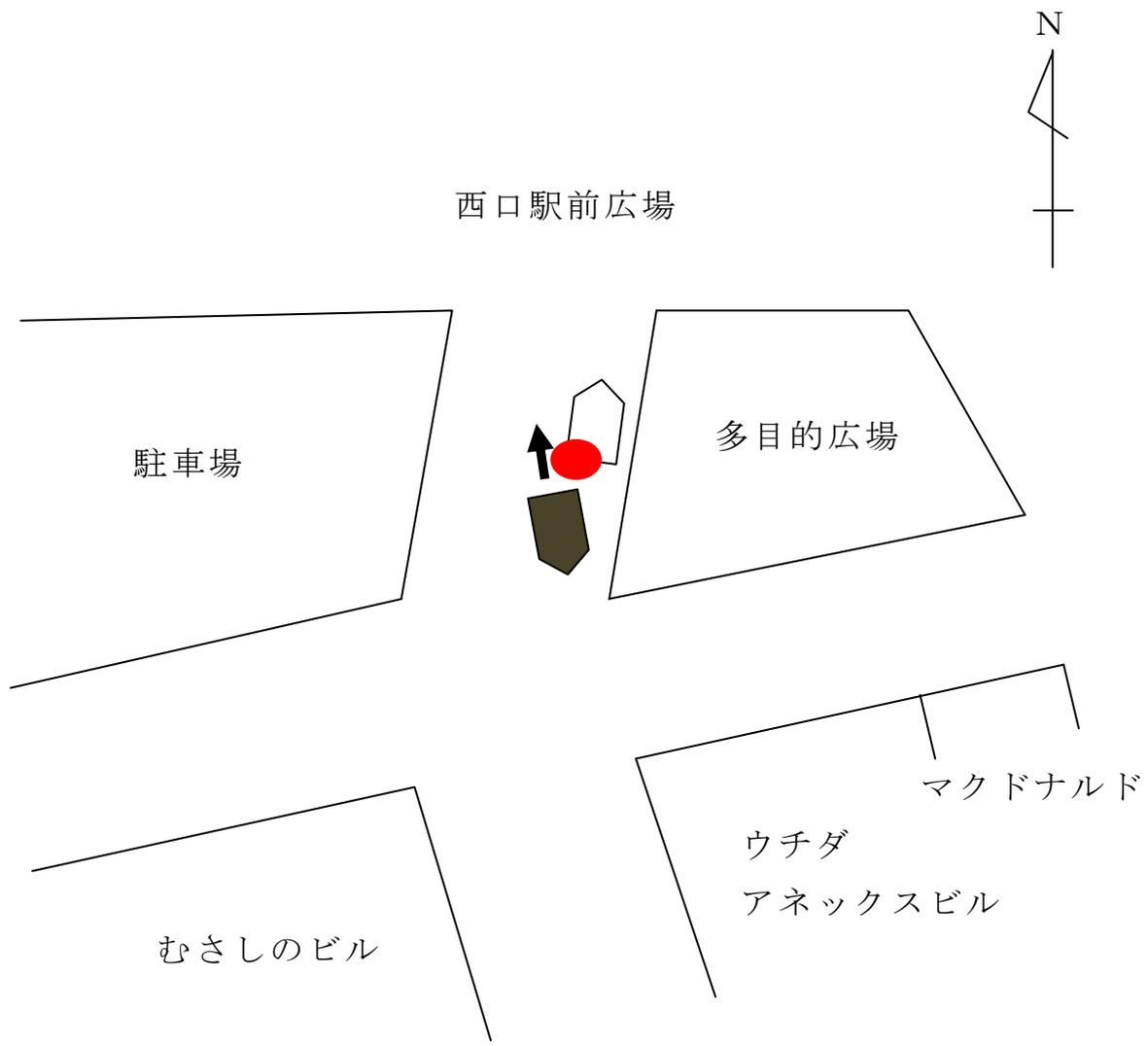
平成24年4月19日

北本市長 石津 賢治

事故概要説明書

事故発生日時	平成24年3月21日（水）午後3時30分頃	
事故発生場所	北本市中央2丁目89番地先通路	
当事者（甲）	北本市本町1丁目111番地 北本市 北本市長 石 津 賢 治	
	車両登録番号	大宮 400 ん 448
当事者（乙）	東京都中央区築地4丁目1番1号 グリーンパーク株式会社 代表取締役社長 岡 田 英 明	
	車両登録番号	品川 430 の 3311
事故の概要	上記の日時、場所において、甲の車両を後退させたところ、乙の車両に接触し、当該車両を破損させたもの	
示談内容	<p>1 甲は、本件事故に係る乙の車両の修理費等164,333円の全額を乙に支払うものとする。</p> <p>2 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないこととする。</p>	

# 事故発生場所



## 凡 例

市公用車	
相手方車両	
進行方向	
接触位置	